

仕様書

1. 事業名

令和2年度固定価格買取制度等の効率的・安定的な運用のための業務（固定価格買取制度の事業実施状況等の確認に関する調査）

2. 事業目的

「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」（以下「FIT法」という。）では、2017年4月の改正FIT法の施行以降、FIT認定事業者に対し、発電設備への標識及び柵塀等の設置を義務付けている。そのため、これらを設置していない認定事業者に対しては、必要に応じて口頭指導を行ってきている。しかしながら、改正FIT法の経過措置期間を超過した2018年度以降においても、標識や柵塀等が未設置の設備や柵塀の設置が不適切な設備の情報が引き続き多く寄せられている。

このため、標識や柵塀等が未設置であるなどの不適切な事案については、当該FIT認定事業者に対し、必要に応じ口頭指導や現場確認も行った上で、認定基準違反として厳格な対応を行う必要がある。

近年の災害等を踏まえ、電力レジリエンスをより一層強化していく必要があり、その一環として地域活用電源のさらなる普及を検討していく必要がある。

本事業は、標識及び柵塀等の設置状況等を確認するとともに、その確認した結果を踏まえ、FIT法の適正な執行が図られるよう、経済産業局の業務支援を行うことを目的とする。

3. 事業内容

(1) 太陽光発電事業の不適切事案のアンケート調査

①実施内容

柵塀・標識の設置等、認定基準の遵守状況について、FIT認定事業者に対しアンケート調査を行う（アンケート様式の作成、送付、問合せ対応（コールセンターの設置等。3ヶ月程度を想定。）、回答の整理、報告等）。回答が無い場合の督促、回答に不備がある場合の確認を含む。アンケート用紙の送付に使用する封筒は、当課から提供するものを使用すること。

②調査対象

関東経済産業局資源エネルギー環境部新エネルギー対策課（以下「当課」という。）から提供された関東経済産業局管内のFIT認定事業者リストについてアンケート調査を行う。最終的な調査対象事業所は、当課と協議の上、決定する。（合計600件程度を想定）

③調査結果の報告

アンケート調査の結果報告書の内容は、あらかじめ当課と協議の上、決定する。不適切な設備については改善前後の写真と共に当課に改善状況を報告すること。

(2) 太陽光発電事業の不適切事案の現地確認

①実施内容

当課から指示のあったFIT認定事業者について、柵塀・標識の設置等の遵守状況について現地調査を行う。調査方法は、あらかじめ当課と協議の上、決定する。

②調査対象

調査対象は、当課から提供された上記(1)②のリストに記載されているFIT認定事業者及び随時指示のあったFIT認定事業者について現地調査を行う。（合計60件程度：上記(1)②のリストの1割を超えない程度を想定）

※現地調査は2名以上で実施すること。調査員1名以上は、電気設備に関する知識があることがわかる資格等を有していること。

※現地調査実施前に自治体及びF I T認定事業者と実施日を調整すること。
※地点の選定については、調査が効率的となるよう当課とあらかじめ協議の上、選定する。

③調査結果の報告

確認結果については、調査結果の一覧表、個々の事業の写真及び認定基準の遵守状況をまとめた報告書により当課に報告する。報告内容及び報告のタイミングについてはあらかじめ当課と協議の上、決定する。

(3) 地域活用電源のベストプラクティス案件の調査

①実施内容

災害時に地域の非常用電源として活用できるよう整備している事業所や自治体等と連携して地域マイクログリッド等を構築している事業所等、地域に貢献する取り組みを行っている事業所について、自治体、関係団体等を当課へ提案しヒアリング調査を行い、地域活用電源のベストプラクティス案件を発掘する。(他の発電事業者の模範となり、また、既存設備への追加工事等により事後的に他の発電事業者が活用できるような事例が望ましい。)

調査内容は、取り組みに至った経緯、取り組みの際に活用した支援機関、取り組みによるメリット、事業費用、取り組みの際の困りごと(こういった支援があればより取り組みやすかった)等、他の発電事業者の参考となるモデル事業内容を調査しまとめる。

②調査対象

F I T認定事業者。(関東経済産業局管内に限らず、全国を対象とする。太陽光発電が望ましいが、その他の種別も対象とする)(2件以上を想定)

③調査結果の報告

報告内容及び報告のタイミングについてはあらかじめ当課と協議の上、決定する。

(4) 公表用資料の作成

(1)～(3)の調査結果を取りまとめ、調査を実施した事業所の改善状況がわかる一覧表(公表用)、調査報告書(公表用)を作成すること。公表用資料は、他の認定事業者が自主的に改善に取り組むような内容とし、資料の内容はあらかじめ当課と協議の上、決定する。

4. 事業期間

委託契約締結日から令和3年3月31日まで

5. 納入物

・調査報告書電子媒体(CD-R) 1枚

- 調査報告書、調査で得られた元データ、委託調査報告書公表用書誌情報(様式1)、二次利用未承諾リスト(様式2)を納入すること。
- 調査報告書については、PDF形式に加え、機械判読可能な形式のファイルも納入すること。
- 調査で得られた元データについては、機械判読可能な形式のファイルで納入することとし、特に図表・グラフに係るデータ(以下「EXCEL等データ」という。)については、EXCEL形式等により納入すること。
- なお、様式1及び様式2はEXCEL形式とする。

・調査報告書電子媒体(CD-R) 2枚(公表用)

- 調査報告書及び様式2(該当がある場合のみ)を一つのPDFファイル(透明テキスト付)に統合したもの、並びに公開可能かつ二次利用可能なEXCEL等データを納入すること。
- セキュリティ等の観点から、当課と協議の上、非公開とするべき部分については、削除するなどの適切な処置を講ずること。

- ▶ 調査報告書は、オープンデータ（二次利用可能な状態）として公開されることを前提とし、当課以外の第三者の知的財産権が関与する内容を報告書に盛り込む場合は、①事前に当該権利保有者の了承を得、②報告書内に出典を明記し、③当該権利保有者に二次利用の了承を得ること。二次利用の了承を得ることが困難な場合等は、下記の様式2に当該箇所を記述し、提出すること。
- ▶ 公開可能かつ二次利用可能なEXCEL等データが複数ファイルにわたる場合、1つのフォルダに格納した上で納入すること。
 - ◆各データのファイル名については、調査報告書の図表名と整合をとること。
 - ◆Excel等データは、オープンデータとして公開されることを前提とし、関東経済産業局以外の第三者の知的財産権が関与する内容を含まないものとする。

※調査報告書電子媒体の具体的な作成方法の確認及び様式1・様式2のダウンロードは、下記URLから行うこと。

<https://www.meti.go.jp/topic/data/e90622aj.html>

6. 納入場所

関東経済産業局資源エネルギー環境部新エネルギー対策課

7. 情報管理体制

- (1) 受注者は本事業で知り得た情報を適切に管理するため、次の履行体制を確保し、発注者に対し「情報セキュリティを確保するための体制を定めた書面（情報管理体制図）」及び「情報取扱者名簿」（氏名、個人住所、生年月日、所属部署、役職等が記載されたもの）別添1を契約前に提出し、担当課室の同意を得ること（住所、生年月日については、必ずしも契約前に提出することを要しないが、その場合であっても担当課室から求められた場合は速やかに提出すること。）。なお、情報取扱者名簿は、委託業務の遂行のため最低限必要な範囲で情報取扱者を掲載すること。

（確保すべき履行体制）

契約を履行する一環として契約相手方が収集、整理、作成等した一切の情報が、経済産業省が保護を要しないと確認するまでは、情報取扱者名簿に記載のある者以外に伝達又は漏えいされないことを保証する履行体制を有していること。

- (2) 本事業で知り得た一切の情報について、情報取扱者以外の者に開示又は漏えいしてはならないものとする。ただし、担当課室の承認を得た場合は、この限りではない。
- (3) (1) の情報セキュリティを確保するための体制を定めた書面又は情報取扱者名簿に変更がある場合は、予め担当課室へ届出を行い、同意を得なければならない。

8. 履行完了後の情報の取扱い

国から提供した資料又は国が指定した資料の取扱い（返却・削除等）については、担当職員の指示に従うこと。業務日誌を始めとする経理処理に関する資料については適切に保管すること。

9. その他

- (1) 事業期間中、当課から指示があった場合には、電子媒体化したデータ及び調査又は確認結果の全部又は一部を抽出し、速やかに提出すること。
- (2) 上記に掲げる事項の他、各事業内容を実施する上で必要となる事項については、適宜、当課と調整の上で実施すること。